

障害者支援施設 管理者 殿
生活介護事業所 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課長 濱口 定市
(公印省略)

施設入所者等から支払を受けることができる利用料等について (通知)

日頃より、都の障害者施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件については、平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206002 号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知によって示されており、指定障害者支援施設及び指定生活介護事業所におけるおむつ代の取扱いについては、令和 6 年 5 月 1 7 日付 6 福祉障施第 5 9 5 号「障害者支援施設及び生活介護事業所における利用者のおむつ代の取扱いについて」により、お知らせしたところです。

しかしながら、おむつ代以外のその他の日常生活費に係る「利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等」について、解釈に疑義が生じる場面が増えており、適正な費用徴収が行われていないケースも見受けられます。そのため、本通知「別紙 1」のとおり、改めて解釈をお示しすることといたしましたので、今後、法令等及び本通知によりお示しする考え方を御了知の上、利用者負担額等の取扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

また、運営規程、利用者との契約内容（契約書及び重要事項説明書）及び掲示等に変更を要する場合は、利用者等及び家族等に対して十分な説明を行い、適切に対応するようお願いいたします。

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課障害者支援施設担当
ダイヤル：03 (5320) 4156

支払を受けることができる利用料負担額等の考え方について

1 利用料等受領の根拠規定

以下の根拠によるものが利用者から支払を受けることができる費用であり、それ以外のあいまいな名目の費用の支払を求めることはできない。

(1) 共通

ア 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号）

イ 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206002 号 厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長通知）

(2) 指定障害者支援施設等

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 18 条及び 19 条

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）第三の 3（12）及び（13）

ウ 厚生労働大臣が定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 541 号）

(3) 指定生活介護

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）第 82 条

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）第五の 3（1）

【図】 利用料等の区分

直接徴収不可 (給付費負担上限の範囲で自己負担)	実費相当を徴収可能				
報酬の対象	サービス等の費用				
介護給付費	食事の提供に要する費用	サービス毎に認めら	日用品費	その他の日常生活費	サービス提供とは関
おむつ関係費、サービスの提供に必要な備品、介護用品等	食材料費及び調理に係る費用(食費)(※)	光熱水費(※)、特別な居室の提供に係る費用、被服費、創作的活動にかかる材料費	日用品費	利用者の希望により事業者が提供する、サービスの一環として日常生活に必要なもの・教養娯楽等	新聞代、贅沢品購入等

※食費等基準費用額(食費・光熱水費)は55,500円を上限とする。

※施設入所支援・・・光熱水費、特別な居室の提供に係る費用、被服費
生活介護・・・創作的活動にかかる材料費

2 介護給付費

介護給付費において評価されているものについては、利用者の状態に応じて個別に必要となるものを含め、別途利用者等に負担を求めることはできない。指定障害者支援施設及び指定生活介護において、介護給付費で評価されている具体例について、以下のとおり例示する。

なお、各項目の囲み内は、介護給付費に含まれるものの一例であり、すべてを網羅したものではない。

また、例示したものであっても、利用者に対して一律に提供しているものではなく、利用者の自由な選択(利用者の希望)に基づき、事業所がサービスの提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費については、「その他の日常生活費」にあたり、その受領について、利用者に事前に十分な説明を行い、同意を得たうえで、実費相当額の範囲内であれば支払を求めることができることに留意されたい。

(1) 介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話）に係る経費

- おむつ代（リハビリパンツ、失禁パンツ等を含む）、防水シート、おしりふき、パッド、おむつカバー及びこれらに係る洗濯代・廃棄代等に係る費用
- サービスの提供に必要な備品、介護用品
- 入浴・清拭用のタオル類
- 共用の石鹸、シャンプー
- おしぼり

(2) 入所者等又は家族に対する相談、援助、連絡に係る経費

- 通信費

(3) レクリエーション、行事に係る経費

- サービス提供の一環として実施する行事（誕生会・節句等。ユニットごとの行事、フロアごとの行事を含む。）に係る経費（ボランティアに係る諸経費、講師謝礼等を含む。）
- 外出行事等の職員に係る経費等（旅費・入場料等）

(4) 訓練に係る経費

(5) 実習、求職活動及び職場への定着のための支援に係る経費

(6) 健康管理に係る経費

- 健康診断に係る費用（施設入所者に限る）

(7) 個別支援計画の作成に係る経費

(8) 施設及び設備の維持管理に係る経費

- 指定されている設備の利用及び維持管理に係る経費
- 施設環境の維持に係る経費

(9) 施設の人員及び運営に係る経費

(10) 入所に際しての入所者等の心身の状況、病歴等の把握に係る経費

(11) 入所者等に対して施設として必要な措置を行うことに係る経費

3 その他の日常生活費について

(1) 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者の贅沢品や嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

(2) 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- ア 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- イ 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- ウ 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- エ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- オ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。
- (3) 「その他の日常生活費」の具体的な範囲
- ア 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- イ 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- (4) 留意事項
- ア (3)のアに掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。
したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。
- イ (3)のイに掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。
- (5) 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い
- 預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、
- ①責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
 - ②適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
 - ③利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

(6) 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者へ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。

4 サービス提供とは関係のない費用

利用者又は家族の希望により提供される便宜であっても、3に示したものの以外は、サービス提供の一環として提供される便宜とは言えないため、その他の日常生活費ではなく、サービス提供とは関係のない費用として徴収することとなる。個人の趣味嗜好に関する費用及び被服等は基本的に利用者負担であり、利用者の希望により便宜的に施設が提供した場合は、実費相当の範囲内でその費用を徴収できる。

【サービス提供とは関係のない費用として徴収可能な費用の例】

- 利用者の希望により外部のクリーニング店に取り次いだ場合のクリーニング代
- 利用者個人の嗜好に基づくぜいたく品の購入代金
- 利用者個別の希望による個人用の新聞、雑誌等の購入代金
- 参加希望者を募って行う非定例的な旅行等に係る経費（職員の食事代、人件費を除く。）
- 施設のクラブ活動以外の、個人の趣味的活動に対し提供する便宜に係る費用